

那 霸 市 告 示 第 422 号
平 成 29 年 3 月 15 日

騒音に係る環境基準の地域類型の指定

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第2項の規定により、騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域を次のとおり指定し、平成29年4月1日から施行する。

なお、平成24年那覇市告示第161号（騒音に係る環境基準の地域類型の指定）は、平成29年3月31日限り廃止する。

那 覇 市 長 城 間 幹 子

A 類型	B 類型	C 類型
第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域

備考

- 1 A 類型、B 類型及びC 類型とは、騒音に係る環境基準について（平成10年環境庁告示第64号）の第1の表に掲げる類型を示す。
- 2 この表において、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の規定により定められた地域をいう。
- 3 港湾法（昭和25年法律第218号）第39条第1項の規定により分区に指定された区域は除く。
- 4 関係図は、那覇市環境部環境保全課に備え置き、閲覧に供する。